

会議録(第5回)

日 時 平成27年7月31日(金) 10:00~12:00

場 所 みそら自治会集会所ホール

出席者(みそら)廣畠自治会会长、山口副会長、青柳副会長、日和事務局長、狩野総務部長、

森田対市交渉委員、小川対市交渉委員、辻対市交渉委員、石丸対市交渉委員

(市)佐渡市長、武富副市長、本田環境経済部部長、宇田環境経済部次長

小出クリーンセンター長、荒木廃棄物対策課長、丸山副主幹、岩井主査補、上原副主査、

池田主事、大野主事

○みそら

傍聴人に対する注意事項 (省略)

市職員紹介 (省略)

○みそら

どうも今日は暑い中、多数の傍聴の方に来ていただきありがとうございます。また、市長には、公務忙しい時にお越しいただきましてありがとうございます。まず、私の方から、挨拶を兼ねまして意見を述べさせていただきたいと思います。まず、先日のみそら会にはご多忙中にもかかわらず来訪していただきまして、また便宜な挨拶をしていただきまして誠にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。また、第4回の交渉会の席上で私から、7月中に吉岡に行つていただけたことを信じていますと、私がお願いしたわけですけれども、これが実現したことに本当に感謝申し上げたいと思います。これで一步前へ進んだことは喜ばしいことだと思っていますが、しかし、残念なことに私は遅きに失したと考えています。なぜならば、市長は平成25年7月8日に清水寺から飛び降りる覚悟でみそらに継続操業を提案されました。政治家が、いろんな場面、いろんな要素を勘案してある決断をされるということは、必要であるということについて私は理解していますしかし、このごみ処理問題に関して重要な要素というものは、住民の同意が得られるかという確信がありだと思います。結果としてそれが実現したときにこそ、その決断が評価されるものというふうに私は考えています。しかし、ご承知の通り、今年の2月1日の投票結果で住民の同意は得られなかつたわけです。その結果を踏まえて政治家がとる道は私は二つしかないと考えております。その一つは、ご存じのとおり、大阪の橋下市長がとった道です。もう一つは個人的なことですけれど、私の好きな高倉健の「引き返すときに引き返す勇気を持って迅速に事に当たる」。どちらの道を選択されても政治家にとってはいばらの道だと思います。佐渡市長は後者の道を選択されたと私は考えます。そうでなければ、2月1日以降即行動を起こしておられます。今日のこの状態は、4月末には実現したはずだと思います。しかし、当時の自治会の対応にも問題があったことは私は認めたいと思います。したがって市長の対応もそれに即した対応であったことは考えられますけれども、いずれにしても、私が先ほど遅きに失したと申し上げたのはこういう観点からであります。佐渡市長が吉岡に行かれたという号外を先々日みそらの全戸に配布しました。おそらくみそら住民は幾ばくかの安堵を得

られたと思います。しかし、それ以上に市は本当に移転撤去をするのかどうかという疑念をいまだに持ち続けておられると思います。それは私の顔も三度という言葉がありますけれど、幾度にわたって四街道市に裏切られてきたという住民のこの気持ちですね。このことだけは決して忘れないでいてほしいと、市長以下、四街道市の職員の方には切にお願いしたいと思います。市長は7月27日の三日前に書面で私たちに説明をして頂きましたけれども、市長以下の、実際には環境部長以下の職員がやったんですけれども、書面は市長の押印のある書面でいただき、その中で、みそら自治会の総意として、厳粛に受け止めていくというふうに書かれています、また、可能な限り、短期間での操業停止を目指すことを表明させていただきましたと。こういうふうに書かれています。私は自分の口で言うのも少し憚ますが、私は非常に素直で、やさしくて、馬鹿正直な男です。それ以上にですね、言葉遊びをする人間は大嫌いなんですよ。そのため、市長の先ほどの言葉は額面通りに私は素直に受け取って今後行動したいと思います。私は、みそらからの移転撤去は5年で十分だと考えています。先ほどお持ちいただいた市の工程表を見ますと第4回が9年、いろいろ1か月調査された結果、まだよく見ていませんけれど、8年というふうに1年縮まった計画が今日来ているようですが、これは先ほどの市長の言葉「可能な限り短期間に操業停止を目指すことを表明する」という言葉に従ってですね、今後市と徹底的に協議を重ねていきたいと考えています。私は、十分5年で可能だという確信を持っています。よろしく協力をお願いしたいと思います。失われた2年間を取り戻すために、またみそら住民のためにも、吉岡の皆様のためにも、ましてや四街道市民のためにも、佐渡市長の勇気ある果敢な対応を期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

○みそら

それでは、市長の方からご挨拶をお願いしたいと思います。

○市

今、会長さんの方から、私どもが、吉岡区に文書を提出して、お願いに上がったということがお話に上がりましたが、今皆様方のお手元に、この7月17日に吉岡区の区長さんに公文書でお願いした廃第37号というのがあると思いますが、この中でばっかりと四街道市の今後のごみ処理の方針として、吉岡区内に確保してある用地でのごみ処理施設の建設をお認めいただきたいという形で申し出をさせていただいたところでございます。これが7月17日でございますが、吉岡区の皆様方の対応が早くてですね、2日後の19日に市長の説明をしてもいいということですので、お邪魔をすることができました。そして私共はこのごみ処理施設の建設を吉岡区に確保してある、市の土地での建設を是非ご理解いただきたい、お認めをいただきたいとお願いをして参りました。その中で、まだ第1回目でございますので、意見交換等々は正直、市の方が表明したばかりですので、具体的なお話、現時点皆様の前でお話しする内容というのはあまりないんですが、ただその場で吉岡の皆様方、区長さんであるとか、評議員の皆様方を前にして、お約束したのは、この文書で建設を認めていただきたいとありますけれども、あくまでも吉岡区が同意をしなかった場合それでも市は強行をするのかというお話がございまして、あくまでも皆様方とこれから十分お話しをしながら同意をいただいて、具体的な

事務事業とか、そういった工事等々は進めさせていただきます。あくまでも同意をいただいてからだというお約束をさせていただきました。ですからこれから吉岡区の皆様方とお話し合いをしながら共存共栄を見出すための色々な諸政策、例えば、地元の皆様方の生活基盤整備であるとか、地域振興とかですね、そういったこともご意見ご要望をいただきながら、これから皆様方とお話し合いを進めていきたいというようなことを申し上げてきたところでございます。市といたしましては、ごみ処理施設の問題は最重要課題でございますので、解決を図るべき最大限の努力を図ってまいります。そして可能な限り、新施設の方へ移行できるように努力してまいり、こういう覚悟でございます。皆様方、これからもみそらの皆様方と交渉会を重ねながら、また、相互理解を進めながら一歩でも前進したい、このように考えておりますのでよろしくお願ひします。

○みそら

わかりました。今月の13日にですね、今日の交渉会の議題ということで、先ほど市の方へ提案しております。その中には、吉岡区への訪問という項目は含まれていなかつたんですが今も市長の方から説明ありましたが、他に、それに加えることはありますか。大体そういった状況であったということでしょうか。例えば先方の参加者、それから雰囲気といったものだと、それから今後の話であるとか、そういうところはどうでしょうか。

○市

参加者は区長さん、それから前年度の区長さんそれから評議員の皆様方、合計11名。評議員の皆様が中心ですので、評議員会と仰られているそうです。役員会ということで名称の固定はしていないみたいですが、臨時役員会というような言い方もされておりました。雰囲気といいますか、感覚で受け止めている話なので、なかなか分析が難しいのですが、まず第1回目といいますか、初めて申し込んでおりますので、市の方針を、要は吉岡区にある用地のごみ処理施設の建設をお認めいただきたいというお願いをするのがメインでございまして、それに対する意見というのはその場ではすぐに表明はされていない。今後につきましては、私ども、市の考え方を表明させていただいた後、退席ということで内部の皆様方の中でお話し合いをされておりまして、その結果につきましては私どもまだ正式な確認はできていないんですが、吉岡区の皆様には了解をいただいているんですが、私といたしましては、共存共栄という形で進めてまいりたいと考えていて、まず共存というのは公害を出してはいけませんので、公害を出しましたら共存になりませんから今後排ガス等を中心とした公害が、いかに最新鋭の施設によって防止できるのかといった情報提供から始まって、地元の皆様方のご理解を少しづつ得ていく努力をしたいと私は考えています。

○みそら

大体わかりましたけれども、この資料が多くてですね、資料の説明をしていただきたいというか、

その部分だけちょっと。今日の一番大きな論点は、移転を前提としたごみ処理施設の整備スケジュールということで先ほどちょっと触れましたが、8年で実施するという、前回までは9年だったわけですけれども、この中で最初の27年度の10月から地元同意ということで、失礼しました9月からですよね。まあ第1回始まったので、7月1日と考えても良いかもしれませんけれども、2年目の来年の9月までに同意を得るということが書かれていますけれども、ここらへんの得るということについて質問したいのですけれども、今市長の方から言わされましたけれども、共存共栄と、そのほかにもいろいろあると思うんですよ。今後の進め方についてはなかなか地元同意というのは微妙なところで、こういうふうに進めるのはよくないと思いますけど、我々としては吉岡地区にある程度プランいろいろなプランあると思いますけれども、施設のプラン、付帯設備、それから、地元に対する地域振興策、そういうものをどの程度まで市が考えているかということを市が提示しないことには、先方の吉岡区もなかなか議論がしにくいのではないのかなと思います。例えば今のところ地区の総会にあたる部分は1月のはじめですね。1月はじめに総会が行われる。このスケジュールというのは今市長が言われた内容のまま行くとすれば、それはないかもしれませんけれども、具体的な提案がないと、結局1月には20年2月に窓口設置が決まったわけですね。でもそれ以降その窓口に対してはなにもアクションを取らない。ということで今度は1月の総会で決まるのは、今の状況であればその窓口を再開しますという決定しか進まないんじゃないかなと危惧するわけですけれどもどうでしょうか。

○市

20年に四街道市との協議窓口を吉岡区に作っていただいてますが、この7月19日に私ども、建設をお認めいただきたいとお邪魔して、その後退席しております。私どもが退席した中でですね吉岡区の中でいろいろお話しをされているとは思いますが、その窓口を再開するといった形で協議を進めていくのか、あるいは7月19日に私どもがお邪魔した、評議員の方が中心でしたから、評議員会の方か、それにつきましても、その吉岡区の皆様方の中でのご議論の結果になろうかと思います。ですから窓口でいくのか、既にある組織で対応されるのか、それについては吉岡区のお考えに従いたいと考えております。それから私どもの方で共存共栄、その共栄の方もですね、例えば地域の生活基盤の整理、あるいは地域振興策。これは市の方がある程度提示すべきだというご提案でございましたけれども、それについてもまず順番としましては先ほども申し上げましたとおり、共存するためには公害について、要は環境にどういった影響を与えるのか、それに対する対策はこうなっているとか、そういうご理解からスタートして、できれば同時並行的にですね、7月17日の文書にも示させていただいておりますが、地元の皆さんのご要望を伺いながら、忌憚のない意見を伺いながらといった地域振興策を取りまとめていこうと考えております。これは表明させていただきます。文書で表明しておりますので、その具体的なやり方につきましても、これから吉岡区と具体的に相談させていただきたいと思います。

○みそら

今そういうふうに積極的にやってほしいという要望は、この移転計画をできるだけ短くするというのが、これが全市の問題ですから、全市の方もそう願っていると思うんですよね。やはり現在のクリーンセンターを使用するには、大きな修理費がかかることがありますし、いろいろなことが重なってきますから、この期間をどれだけ縮められるか、そういった観点で今言った様な提案をしていただきたいと考えております。例えば、具体的に聞きたいのはやはり、今のところ来年の9月までかかるというような、これが早くなるのか、遅くなるのか、これは市の方のアプローチの仕方だと思うんですよね。先ほどから言っているように具体的な提案をこれから進めていただきたいと思います。それの他に地元議員、先方の方の市町村とかですね、4名の方が参加されるということですけれどもやはりそういった方へのアプローチといいますか、できるだけそういった要望などをまとめてもらうような方向で、議員にも働いてもらう。そういうアプローチが市もするべきではないかなと思います。そのためには、先ほども言いましたけれども1月の窓口設置で、具体的にはまとまるまでは話はできませんということかもしれませんけれども、このいろんなプランを作るには施設の概要、全て、付帯設備、やはりこれは市が作るというよりも、プランのことですけれども、やはりコンサルタントを早く選定して、彼らに大体のこちらの意向を伝えて、大枠の概要のプランを作る、それを持って地域に示すというのが一番早い道じゃないかなとというふうに考えていますけれども。どうでしょうか。

○市

コンサルタントを早めに決めて市の方針を明確に示すということが一番早いというご提案でございます。そういう手法もあり得ます。ただ、四街道市の場合は色んな計画を作ったりするときに市民参加条例がありますので、その条例を遵守してその枠の中で今ご提案がありました内容について可能な限り取り組んで参りたいと思います。

○みそら

参加条例はありますね。市民の意見を聞くのも大事だと思います。そういうコンサルタントを選ばないことにはなかなかプランとかはできないということですね。いずれにしても、この話し合いを積極的にやっていただき最終的にはコンサルタントが概要のプランを作ると。そういう形をもつてできるだけ早く、先ほど言いました1月の総会、その前に臨時総会があるかもしれません。そういうこともあるんじゃないかと思いますが。そこらへんのことはこの程度にしたいと思いますが、できるだけ地域の同意を得るように努力していただきたいところです。それで、次に資料が多いので簡単に資料の説明をしてもらいます。

○市

それでは、資料のご説明を申し上げます。まず、廃第44号。これは7月21日付けということで先日ご質問をいただいております。その中の一部を回答したものでございます。

○みそら

今日の議題の重要なところの説明でいいです。例えば8年のスケジュールが前回とどう違うか。

○市

まず、四街道市のスケジュール。前回は9年間の計画を提示させていただいたわけですが。

○傍聴人

ページで言うとどれですか。

○市

表題は「移転を前提としたごみ処理施設の整備計画（スケジュール）」です。

○傍聴人

日付は。

○市

平成27年7月31日と右上に書かれています。

○みそら

7月31日のA4のちょっと細かいやつで「移転を前提としたごみ処理施設の整備計画（スケジュール）」。これは提案された1枚ですね。次に大事なのはA4版で「施設整備に向けた本年度の取組みと今後のスケジュール」で、これは熊本県山鹿市のスケジュールです。なぜ、これをつけていっているのかというと、前回13日に今日の交渉議題を決定するにあたって、山鹿市の例を研究してほしいということで、提案をしたところ向こうの先方のスケジュールをみまして、実際に市が28、29日に熊本県山鹿市に調査で行って、それを折り込んだ形で報告されております。それが、今の「施設整備に向けた本年度の取組みと今後のスケジュール」これは熊本県山鹿市で、下の方に横のグラフで完成までの主な設備スケジュールというような内容。それから、それに加えて実際に調査した結果だと思いますが、「熊本県 山鹿市 一般廃棄物（ごみ焼却）施設整備計画」という、業務が1項目から

17項目、それに年度が入っています。平成23年度から始まりまして平成30年度に完成する。こういう計画がみなさんのところに配られていると思います。その他に、長野県岡谷市、諏訪市、下諏訪町で湖周行政事務組合という、これは参考資料だと思いますが、こういうものもありますし、岐阜の羽島衛生事務組合のスケジュールが配布されていると思います。一番大きな問題は四街道市の新しい8年の計画ですね。その前に山鹿市のケースを調査してこられたのでまずはここを紹介してもらいます。28、29日に行かれたとのことで、我々も内容について聞いていませんので、ご説明していただきたいと思います。

○市

山鹿市のところを中心にご説明をさせていただきます。まず、「施設整備に向けた本年度の取り組みとスケジュール」、これは山鹿市がホームページで公開をしておりますスケジュールでございます。その後ろに「熊本県山鹿市 一般廃棄物（ごみ焼却）施設整備計画」というスケジュール表が平成27年7月31日付けでございます。これは私どもの職員が、今、事務局長からご紹介がありましたけれども、実際に山鹿市に出向きまして状況を調査した結果のスケジュール表でございます。山鹿市ではまず、平成23年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しております。建設地・候補地あるいは関係者への説明会等々を24年度、25年度で行っております。その後、一般廃棄物処理基本計画に不足部分があったということで一部改訂を行いまして、同時に循環型社会形成推進地域計画を策定しております。それと基本構想ですね。この地域計画と申しますのは、国の交付金、これをいただくために策定をしなければならない必須計画でございます。これを平成25年度の3年目に策定をしております。その後、6番の計画ごみ質調査等を行いまして、7番の施設整備基本計画を平成26年度に策定しております。施設整備基本計画以降、生活環境影響調査、都市計画決定と進んでまいりますが、この辺につきましては、千葉県と熊本県では状況が異なっております。千葉県では都市計画の決定の際に生活環境影響調査の予測結果をつけなさいという指導がございます。熊本県では都市計画決定の際に生活環境影響調査の結果をつける必要はない。ですので県の指導が異なっております。ですから、四街道市とのスケジュールとでは、ここが大きく違っております。その後、地質調査、施設の基本設計を経まして発注準備ですね。そして敷地造成を行いまして、要は右に総合評価と書いておりますが、総合評価を採択した場合はここで半年間スケジュールに入れることになりますが、29年、30年で施設を建設していくスケジュールでございます。

本市との違いは、例えば、5番のPFⅠですが、PFⅠについては早々に調査した結果、可能性がないということでその後のものは行っていない、要はここで切ってしまう。それから、山鹿市と本市の大きく異なる点は、市民参加が山鹿市はない。また、内部委員会のみでいろいろな意思を決定していくと、要は諮問機関という、例えば、四街道市ではごみ処理対策委員会等々があるわけですが、そういういたものがない。ですから、機種選定ですとか各種の計画が非常に早くできるということでございます。これが山鹿市の状況でございます。

次に、1枚めくっていただきますと湖周行政事務組合の例を記載しております。ここもホームページでは5年で稼働をさせていきたいというスケジュールを表明しております。(2)番には実際のスケジュール、ホームページ上には23年度から処理方式の検討というところからしか公表しておりませんが、実際には平成16年度から取り組んでいるという状況でございます。今、湖周行政事務組合では工事に入っておりまして、本来スケジュールでは27年度には稼働させたいということでございましたが、実際には、半年程度伸びるという予測だそうです。28年度の半ば過ぎに稼働予定をしております。

次のページです。次に岐阜羽島衛生施設組合でございますが、ここは(1)ホームページ上の建設スケジュールでは平成28年度には本来使用を開始したかったところですが、(2)をご覧いただきたいと思います。平成18年12月に用地を選定し用地買収が行えない中で、平成23年に都市計画決定をした。ところが、この辺のボタンの掛違いと申しましょうか、無理やり同意を得ないで都市計画決定をしたということで、現在も用地の買収が行えていないという状況です。これではごみ処理施設が建たないということになってしまいますので、平成26年に新たな次期ごみ処理施設用地の公募を行っております。しかしながら、応募は全くなかった。ということで、実際には、スケジュールというのはこのような形で公表しておりますが、今のところ新たな施設がいつ稼働できるかというのは全く未定というような状況でございます。お配りした資料の説明というのは以上になるのですが、次に本市の説明をいたします。

○みそら

ちょっとその前についでに言っておきますけれども、岐阜県の羽島市はこのとおり用地が見つからないということで計画が一旦止まっています。しかしながら、羽島市の重要なところは、広域でやる予定だったんですが、しかしながら羽島市は結局27年の末、来年の3月31日に当該地の焼却施設を停止するという覚え書を結んでいるのですね。それをどうするのか、それはこれを検討した結果、来年の3月31日に停止ということになっているのですよ。そこをカバーするのが広域化計画だったのですよ。それを頓挫してしまったというのが今の状況です。それで、羽島市の市長がどうしたかというと約束を守ることですね。知っていますか。知らない。こんな時間をかけて調べててのに、これは不思議だけれども、羽島市は市長が来年の3月31日に止めますと。どうするか、外部委託。岐阜県羽島市はどこに外部委託するかというと、三重県のリサイクルセンターに持っていくのですね。かなりの距離ですよ。どう考えたってね。岐阜県から三重県のリサイクルセンターに。一か所に一旦集めてそこで大型トラックで搬送して処理をしてもらうという計画が出来上がっているわけです。来年の4月以降はそれによって操業を停止して外部委託をする。その費用はどのくらいかかるのか。年換算して、今後10年そういうかたちでやった場合、どれくらいか知っていますか。知らない。何を調べたのかよくわからないけれども。

○市

少々お待ちいただけますか。

○みそら

待たないよ。時間がない。結局、現在のごみ処理費用は6億2千万くらい。今後10年で28年4月から外部委託にすると決定して、いろんな集積場を作ったりして、そういうものも全部含めて現在の焼却費用とほぼ一緒。6億いくら。うちで出されたのは外部委託、それも成田市ですよ。すぐそこですけど、そこに委託するのになんで19億。現在の処理費用は修理費用を含めて12億。7億も差がある。ここはなかなか理解ができないですね。そういうこともあるということで紹介しました。それだけでいいです。何か間違い等があれば言ってください。

○市

額が根本的に違いますのは、当市の場合の民間委託の経費というものはすべてをお願いをするという内容で計算をしておりますけれども、羽島市の場合は可燃ごみのみを委託するということで計算しておりますので、その前提条件は大きく異なっております。

○みそら

それはまた後で。約束を守って外部委託をやるというケース、羽島市で重要なところは。それでは、次に大きなところで、どういう例を参考にしてつくられた8年の説明を聞きましょう。

○市

ご説明申し上げます。まず、前回の提示と異なっておりますのは、一般廃棄物処理基本計画を1年で作成する。その間に地元同意を努力してまいります。そして、地元同意が取れたのちにごみ処理施設整備基本構想や循環型社会形成推進地域計画、基本計画で着手できるものは、まとめて着手をして発注をしていきたい。その後、ごみ処理施設整備基本設計と合わせて、VFMの試算やPFIの導入。万が一VFMが出てPFIを導入しようとすることになれば、導入する手続きを進めていく。施設の機種選定を開始すると合わせて生活環境影響調査の現地調査に入っていく。それを経て、都市計画決定、用地造成を行いまして、建設工事については短期工期ということで2か年、24か月を想定しております。建設工事の点々の部分は応札者が実施設計を行う期間ということで発注できるものはまとめて発注して、期間の短縮を図る。ただ、どうしてもPFIのVFMの検証であるとか、例えばVFMが出ればPFIの導入についてどうするのか、導入するのかしないのかというところを決めていかなければならない。そういうこともありますて、概ね1年程度の短縮をさせていただいております。この計画で、ただ、地元同意をとつてから、基本構想等いわゆる施設部分の計画をスタートさせる。

ですので、まずは地元同意をとらなければどうにもならない。どうにもならないというか進めないと
いうことでございます。ちょっと説明が悪かったです。

○みそら

いやいや、それで良いんだけれども。

○みそら

VFMとPFIをもう少し具体的に分かるように説明をしてもらえますか。

○市

今VFMというお話がありました。これはごみ処理施設、公共施設と置き換えたほうがいいかもしませんけれども、そういうものを建設、整備等を行う際に民間活力を導入してはどうかということがございます。日本全国では、PFIすでに実施しているところです。

○みそら

略語の解説もしてもらっていいですか。

○市

VFMとはValue For Moneyと申しまして、これに限ってご説明をすればごみ処理施設、これを民間が請け負う可能性があるかどうか。簡単に言えば、四街道市のごみ処理施設を請け負う民間事業者があるかどうかの調査をするためのものでございます。仮にVFMが出たと、民間の可能性があるということになれば更にそのやり方といったものを詰めていく。確かごみ処理のPFIの第1号というのは秋田県の大館市というところで実際にやっております。その後はいくつかやっておりますが。

○みそら

PFIはどういうものですか。

○市

Private Finance Initiative 民間の資金を導入いたしまして民間が施設を建設して運営していくと。民間の持っているノウハウを活かして公共事業に活用していくということでございます。公共事業のひとつの手法でございます。これまで公設公営ということで市役所が施設を建てて市役所が管理運営をしていく。当然、高度な部分については委託業者が入って運転とかはするんですけど、あくまで主体は公設公営ということで市役所がやると。それに対してPFIは民間が施設を建設して、そ

これから民間のノウハウをもちまして施設の管理運営をしていくと。何が違うのかといいますと、従来のやり方の公設公営とPFIで同じサービスを提供した場合にどちらが安くできるか。民間のほうのPFIは企業ですので利益を含めて従来のやり方とPFIでどちらが安くできるかということで、もし安くできなければそれはPFIが成り立たないとということで従来の公設公営というような、公共施設の運営の手法ですので必ずしもごみ焼却施設だけではなくて、例えば図書館であるとか給食施設であるとか色々なところで公共施設の運営に関しましてPFIの導入の実績があります。

○みそら

VFMともうひとつのPFIを説明していただいて、事務局長の方からごみ焼却そのものを民間に委託ってかたちがあるって言いましたよね。その3つの考えがよくわからないんですけどね。3つの関係がどういう関係でどう違うかっていうのが私はよくわからないんですけどね。

○市

PFIの場合には基本的に民間の資金で建物を建設して民間の資金で運営をします。トータルで20年とか契約を結びましてトータルで何百億円とか、ごみ処理事業の場合には経費が出るんですけど、それと公設公営というのは従来のやり方で市役所が建設をして市役所が運営する。専門的な部分は市の職員ではできない部分がありますので、そういうところは費用対効果を考えまして市が委託業者に委託をしてお願いしている部分があるんですけど、それはあくまでも市のほうのお金を委託費というかたちで払うんですけども。PFIは民間事業者が全て公共事業を請け負うという発想なんですね。ですので、根底には民間が持っているノウハウを公共事業に活用していきましょうということで、国のほうで法律が定められまして、こういったかたちで運用している自治体もございますが、あくまでも委託のほうは市の公共事業の中で部分的なものについて市のほうから委託業者に委託をしてその部分をやっていただくと。ごみ処理施設でいうならば焼却場の運転管理なんかは市の職員ではできませんので、そういうところは専門の会社にお願いしているというところで、ご理解しづらいところもあるかもしれませんのがそういったことでございます。

○みそら

今やっている施設はVFMですか。

○市

今やっている施設は公設公営型。PFIではございません。市が運営している。

○みそら

じゃあ、業者は入っていないわけですか。

○市

それは入っております。

○みそら

VFMかつて聞いてるんです。

○市

VFMと申しますのはごみ処理施設を民間に委託させることができるかというものを試算するんです。そのときに使う言葉なんです。Value For Moneyといいまして。わかりづらいとは思うんですが。

○市

VFMでございますが、今、四街道市は公設公営という運営でごみ処理をしております。今後検討しなければならないのが、先ほど申し上げましたPFIです。これは民間の資金を活用して民間がやると。同じようなサービスを提供するわけなんですが、トータルで20年間、30年間やった場合に公設公営でやった総額が仮に200億円。PFIでやった場合には180億円。そうすると20億円の差が出て、PFIでやったほうが安いと。そういう場合にVFMが出ると。Value For Moneyということで、同じサービスを提供した場合にはトータルの費用が安い場合にVFMが出ましたと。あるいは同じ費用を、例えば200億という費用を公設公営もかかっていてPFIでも200億かかった場合に、PFIでやった方が提供されるサービスがもっといいといった場合にもVFMが出るという・・・

○みそら

施設の方法ってわけじゃないのね。VFMは。価値がどっちがいいかっていう試算を計算する方法だってことだね。PFIと同じ言葉じゃないんだね。自分でやった場合と民間でやった場合とどちらが利益が出るのかという計算をするのがVFMの手法だということだよね。それを踏まえて、今の施設はどういう施設なんですか。

○市

公設公営型。確かに一部、運転管理とかは民間に委託はしておりますけれども、基本的な部分は市が運営をしている公設公営型ということでございます。

○みそら

その委託しているのは何%ぐらいなんですか。費用的に。

○市

委託につきましては収集と運転管理を含めまして10億くらいになります。

○みそら

全体の何%ですか。

○市

全体の経費が12億ありますのでそのうちの10億分と。

○みそら

一部っていうから、100億のうちの10億くらいと思うわけよ。大半を委託してるわけでしょ。

○みそら

今現在はほとんど委託でやっていると。修理費がそれに上乗せされているという状況ですね。それはさておき、この8年を提示してもらったんですけど、ちょっと早かったのかなという、移転の整備計画の左の業務というところ3番目に一般廃棄物処理基本計画の見直しというのが、例えばの話ですけどもあるんですね。これは本来は全部当たればいいんですけども、時間がないのでそういうわけにいかないので、それは会長から言いましたように、我々と交渉委員と市の担当と集まって中身についてできるだけ協議して5年に近づけていってもらいたいというふうに考えてますけど、まず最初の3番の例えば一般廃棄物処理基本計画ですけども、これが1年半から1年になったと。それから基本構想、地域計画、これが重なって若干、前回よりは早めになつてます。その結果が1年短縮できたのかなと思いますけども、やはりまだこれは努力が足りないですよね。例えばの話をこれからしますけども、見直しが1年もかかるのかと。先ほど言わされましたけども、市民参加条例があると。それがあるということで、委員会に諮問するわけですよね。

○市

はい、諮問します。

○みそら

結果的には答申が出て1年かかると。そういうことなんですか。

○市

そのとおりです。

○みそら

他市の例を見ますともっと短縮してますよね。それをいかにするかっていうのは、他にもごみ処理対策委員会っていうのは4番目のごみ処理基本構想、地域計画、これに関わるわけなんんですけども、こんなものをできるだけ早くやって、今のやり方だとだいたい委員会を4回ぐらいやって、委員会を開いてやって答申させて、また公表してと。結局時間がかかると。このへんをいかにして短縮するかというところが、全体的なスケジュールの短縮につながると思いますから、これから話を聞いていきたいと思います。今日はその基本計画について、なぜやらなければいけないのか。いまだによくわからないので聞きたいと思いますが、基本計画を見直さなければいけないのはなぜか。何を見直すのか。質問しますよね。今、この基本計画っていうのは環境省の指針で10年から15年の計画を作りなさいと。21年3月にできますよね。35年までの計画ができるていて、今、27年でちょうど中間地点にあたるわけですよね。そしてそれはだいたい5年おきに見直してるんですよね。それに実施計画を毎年見直してますよね。27年度も四街道市が出てますよね。どんどん更新されていくのになぜここでやらなければいけないんですか。それを簡単に言ってください。

○市

まず、なぜやらなければいけないのかということですが、今回、施設ということで参ってますので、まず、一般廃棄物処理基本計画で定めてた一般廃棄物の発生量、それから処理量の見込みによって次期ごみ処理施設の規模が決定されていくということがございます。また、一般廃棄物処理基本計画ではそれ以外にも分別や収集の形態、そういうものも施設に関しては大きく影響をしてきます。ごみ処理施設はいったん整備すれば30年とか35年、あるいはもっと長いスパン使用するわけですので、ここで見直しを図ってきちんと計画を策定したうえで施設の整備を進めていきたいということで見直しをしたいということでございます。

○みそら

全然理由になってないんだけども、今5年ごとに更新してるんでしょ。何か変化あったんですか。収集方式だとか。別にこれは建てるものが決まってるとか建てる場所が決まってるとかそういう必要がないって書かれてるわけですよね。それで計画ができるていて、大きな変化がある場合、例えば広域化とか、そういう大きな変化がある場合にはやりなさいと。やるのは別にいいんですよ。今やればいいんです。なぜ来年の10月からやらないといけないのか。今やればいいじゃないですか。今すぐ始めればいいじゃない。

○市

はい。ですから工程表見て見ていただければおわかりになると思いますが、一般廃棄物処理基本計

画は今年度から見直しをする・・・

○みそら

そうそう。今、間違えましたけども、今すぐ見直して4番、5番の基本構想、地域計画ができるでしょうということですよ。そしてその手法として市民参加はいいけど、市民参加って言われたって私もごみ処理対策委員に入ってましたけど、集まってる人は素人ですよね。それは勉強してる人はいますよ。勉強してるけどそれはいろいろなものを書類を集めて結局は全国の資料を集めるわけにはいかないので、それを一番持つてるのはコンサルタントでしょ。いろんな計画を作る。それを持って示してもらえば、検討するというのは市民が検討する。それはわかりますよ。個人が勉強してそれで決めるっていうことはないんですよ。そういうことでいえば、市民参加はやるとしてもかなり短縮できるんじゃないかなということがあります。これは今後詰めていきたいと思ってるんです。毎回市長が来ていただいてこういうふうに話す項目ではないのかなと考えています。いろんな項目がありますけども。例えばPFIの導入手続き。これに約2年もかかってますけども、他市の例では数か月でやってるところもあるし、いろいろなケースがありますよね。市民参加条例の有無があるかもしれないけど。そういうものをいかにつめるか。こういうところに努力するつもりが有るのか無いのか、今、廃棄物対策課に求められているところなんです。今後8月以降はそれについてつめていきたいと思います。それでよろしいですか。

○みそら

前回は9年ということでしたけど、それが1年縮まったということなんですが、前回のと比較してみたんですけど、あんまり変わってないんですね。前回9年というのを約半分、5年以内にできませんかというお話を申し上げたと思うんですが、いろいろネットで調べると短期間でやってるところもありますよね。このごみ処理施設というのは各市町村がそれぞれやってるわけで、共同体を組んでいるところはいくつかの共同体でもってひとつにまとめてやってるところもありますが、ものすごい数があるんですよ。その中でこんなに9年も10年も、今回は8年ですけど、こんなにかかるのっていうのが私の疑問なんですよ。みなさんご承知のとおり新国立競技場というのが今いろいろ問題になっていますけど、結局みなさんからの批判を浴びて、安倍首相は背中を押されて白紙撤回したわけですね。その前の段階では国際コンペやるだけでの1年半かかりますよと。今から白紙に戻してやればオリンピックには間に合いませんよって言ってたのが、今どうかっていうと、間に合いますと言っているわけですよね。それは何かっていうと、おそらく私はここでやっと本気になったのかなという気はするんですけど、それと重なったような私は感じを受けてるんですね。例えば、地元の同意を得るのに1年半かかります。これが前回。今回も変わってないんですね。なんで19日にお話ししておきながらこの同意っていうのは変わってないのか非常に不思議なんですが。要するにこここのところで一番大事じゃないですか。早くこれをとりつけて、短期間で決める。そこからがスタートですよね。そ

れを全力を挙げてやるべきだと思うんですよ。第1回目で吉岡区の人たちは反対ということはなかつたわけですよね。結局、地域振興とかの話をこれから煮詰めていくということを吉岡地区の皆さんには考えていらしやると思うんですが。そういうことに対してもっと積極的に話をしていくって、これを短縮化することが私は非常に大事だと思うんですよ。これが決まらなかつたらなかなか先に進んでいかないんだろうと思うんですが。結論から言うと、年内に吉岡地区の方たちとの同意を得るぐらいのそういう気持ちでやってもらいたいな、やるべきだと思ってます。それは前にもお話したように市長の決断そのものだと思うんですよ。だから市長が本気になっていただいてたのかなど、そんな期待は持ってるんですけども、ぜひそのへんの決意をお聞かせいただきたいと思います。それであと、オリンピックの競技場でも5年以内でやれるということを言ってらっしゃるわけですから、なんで四街道市のごみ処理施設が5年以内にできないの。ものすごく疑問ですよ。それを本気で考えてほしいです。ぜひご意見を聞きたいです。

○市

今回は地元同意ということで平成28年の9月までと提案させていただきました。前回は28年度いっぱい、つまり29年3月ですから半年スケジュールを短くしてございます。半年短くしてあるのは、7月19日に私が吉岡にお伺いして、そのときに反対意見はなかつたと。そして地域振興、そういったことを今後話し合いたいというような感じだったのですねとおっしゃいましたけれども、そういうことではございません。あくまでも、ごみ処理施設は嫌われ施設であるということを主張されている方もいらっしゃいました。ただ、その時点で感想を述べられているだけであって、市の方に具体的にどういうことまでは踏み込んではないので、先ほどからご説明はしておりません。ですから、すぐに雰囲気という観点からはお答えができるわけではなかつたのですね。先ほどから具体的に申しませんでしたけれども、すべての方が反対であるとか賛成であるとか、部分的に反対がいるとか部分的に賛成だと、ちょっと感覚的にまだ評価できない段階です。短時間でやりましたし、第1回目ですから。今回は、前回示させていただいた9年間でなんとかごみ処理施設を整備したいというのを8年間にして、その中で、地元同意については半年間短縮させていただいております。つまり、半年間短縮をさせていただいて、そこで何とか吉岡区にございます4.5haの市の土地に建設をしたいという主張をぜひ吉岡区の皆さんにはお認めいただきたい、同意をいただきたいというお話をできました。これを頑張りたいという表明させていただいたところです。

○みそら

ありがとうございました。市長のお考えとしては今のこのスケジュールだと1年ということですね。地元の同意を得るまでに。お気持ちとしてはどれくらいでやるという決意を持ってらっしゃいますか。

○市

前回は1年半だったのですが、今回は平成28年9月いっぱい。つまり今後1年でなんとか同意をいただけるような努力を全力でやりたい。こういうふうに考えています。

○みそら

そういう質問ではなくて、自分としては、1年ではなくもっと早くやろうという考えがなかったら、どんどん伸びていってしまうじゃないですか。その決意を聞いているのですよ。1年でやるんだと言ったら、1年で終わるかどうかは分からぬじやないですか。計画をしていて色々な問題点が出てくることだってあるわけですから、そのところで見直しとかやって、一生懸命やってそれでも1年ですよ。1年という計画を立てたとしたら。そうでなくて、もっと早めの決意計画というのですかね、計画を立てていかなかつたら短縮すらできないと思うのですけれども。決意というかお考えが全然伝わってこないんすけれど。

○みそら

市長が今回、吉岡へ決断されたことは非常に評価したいと思います。ただ、それを決断されたからには全力を持って取り組んでいただきたいと思います。例えば、この計画にありますように計画から調査、設計まで5年もかかる。こういうのも1年から3年、少なくとも2年ぐらいは短い計画をきちんと示してですね、我々はこういう計画でやりたいというものを地元の人にも示していただきたい。我々もそういう期待をしています。その点は市長はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○市

前回の交渉会でも、考え方を表明させていただきましたが、現在の施設の維持補修工事関係で毎年多額な工事費が必要になっています。これを可能な限り短期間にするために、吉岡区に建設を今お願ひをしていて、新しい施設を短期間で建設したいと。そうしないと毎年、無駄な工事費が必要になりますので、これは市民の皆さんのお金で賄うものですから可能な限り短期間にしたいと。これが考え方の一点目です。それと、整備計画のスケジュールの中において法律とか法令を遵守しますと、その中でやってまいります。これが二点目でございます。今回、お示ししたスケジュールの中で法令に準拠しないものが、2番の項目の地元同意です。前回は1年半ということで想定していたのですが、今回はなるべく短縮させるために1年以内で同意をいただく努力をするんだという決意のもとに短縮させていただきました。こういう同意に関しては法令等ではそういうふうに定められていませんので、私の判断でこれは短縮できるのではないかと。そして、吉岡区の方々に7月19日に1点だけお約束をさせていただきました。それは先ほども言いましたように、要は吉岡区の方々のご心配を推測するに市が吉岡区に土地をもっている。私有地だと。だから、地元が反対をしても強行するのではないかという疑義がございます。同意がなくても市はやるのか。同意をとらなければさまざまな計画を作っ

て事業を着手しないのかどっちだというご質問がございまして、同意を得てからスタートいたしますと。今回、4番のごみ処理施設整備基本構想、あるいは5番の循環型社会形成推進地域計画、6番のごみ処理施設整備基本計画、これを地元同意を1年に短縮して同意が得られて、即これを4番の基本構想あるいは地域計画、6番の基本計画、これを同意が得られた段階で即着手するんだ。こういう姿勢でスケジュールを短くさせていただいているところです。無駄な現在の施設の修繕費、これをかけるときのお話もいたしましたが、やはり現在の施設を早期に稼働を停止して吉岡区の土地に新しい処理施設を造る、今行政の最大の節目である、課題であると考えております。そういうかたちで努力したいと思います。

○みそら

この項目の中で、重複して進めていけば、短縮していくところがいくらでもあると思いますが、そういうお考えはないですか。

○市

今、私が担当者等から説明を受けて、法令を遵守する中で短縮できるところ、そして、また私が地元の同意がなく着手しないとそういう約束をした項目等を踏まえて今回検討をして1年短くなったのですが、他の項目なのですが、例えば千葉県は生活環境影響調査をやってその結果、都市計画決定をしても問題はないとかですね、そういう指導があつたりして、これをやった後じやないと次の手続きに進まないとか、そういうような法令および色々な作業を踏まえて今作っています。法令や作業の手順というのはこれは政策的な判断ではなくて、客観的な手続きの問題なので、その分はこれから技術的にあるいは法令的に縮めることができるかどうか、これはまた別の観点から調査、研究の努力をしなければいけないと思います。

○みそら

時間との関係もあるので、これからは私の方で質問をさせていただきます。このスケジュールはかなりの専門的になりますて、市長と言えども細かい点は失礼ですけれども、理解されないだろうと思います。まず、聞きたいのはこの表はだれが作ったのですか。どの部が作ったのですか。簡潔に答えてください。

○市

私ども廃棄物対策課で作りました。

○みそら

誰に相談をしたのですか。どこの。全部、部長も含めて作ったのですか。この表は。

○市

そうです。意見等はコンサルタントに聞いていますけれども。

○みそら

コンサルタントは決まっている。

○市

一般廃棄物処理基本計画等の発注はまだですから、参考意見としてコンサルタントから意見を聞いています。コンサルタントが決まっているかということであれば決まっていません。

○みそら

コンサルタントのどこの業者というものはまだ決まっていないのですね。だから、あなたたちが質問したいなという項目について質問をしてその意見だけを聞いてこれに反映したと。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○市

はい。参考意見としてお伺いしたうえでそれを反映しております。

○みそら

今私が何点か質問をしたと思うんだけれども、この内容をまとめるのは非常に大切ですよね。先ほどから市長が言われているように、四街道市の最大の重要項目ですよね。それが、部長のメンバーじゃないんですか。先ほどの新入社員も入れて。

○市

原案は私どもで作りましたけれども、ヒアリングは経ておりますので。

○みそら

ヒアリングとは誰と。

○市

まずは、部長、次長の意見をヒアリングを経て、市長、副市長へとあげております。

○みそら

失礼ですけれど、市長のヒアリングは良いです。部長以下のメンバーの何人で検討しているのですか。部長を入れて。

○市

部長、次長、私。あるいは私たちの課員で1、2・・・

○みそら

何人ですかと聞いているわけです。

○市

6名ですね。

○みそら

その中には後ろにいる岩井さんとか、池田さんも入っているのですか。

○市

はい、入っております。

○みそら

入っているのですか。1回目から4回目まで議事録は誰が作成をしているのですか。

○市

議事録につきましては課員総出で作成してございます。

○みそら

何時間、トータル時間にしたらかかるのですか。

○市

そうですね。

○みそら

概略でいい。議事録はすべて1か月以上かかっているのですね。

○市

はい。当然、日常業務もございますので、それにかかりきりという訳にまいりませんので。

○みそら

だから、何時間。トータルでかかるかはかかるかのですか。もう4回もやっているんだからだいたい分かるだろう。

○市

おおよその目安で。10分起こすのに早い人で1時間程度かかるかとすると。

○みそら

早い人ですね。すると、一つやるのに。2時間は最低かかるかかかるから。池田さん、計算が速いみたいだから。あなたたち若いんだからそのくらいできるでしょ。私が何を言いたいかというと、部長。議事録を岩井さんとか池田さんのような優秀な人になぜやらせるのですか。これだけの内容を。議事録の内容はバイトにやってもらって聞いて書くだけでしょ。それを聞いてチェックするのに2時間で全部できるのです。その件はそれだけです。そういうことが一つ一つの積み重ねに真剣さがない。それから岩井さん。用地造成工事をするための最低の資料は何だと思いますか。少なくとも造成業者ではない他の業者からもらわないと施工できない資料があるんだよね。何か。

○市

例えば地盤がどれくらい弱いか強いかですとか、専門的にはN値がどれくらいですかのデータは当然必要かと思います。

○みそら

私が聞いているのは必要最低の条件がある。池田君は。

○市

勉強不足でわかりません。

○みそら

分からぬものは仕方ない。課長は。

○市

造成工事ですから切り土や盛り土、施設の配置計画、そういうものが必要になってくるかと思います。それがあれば用地造成工事はできます。

○みそら

いえ。できません。あなたがたはそれだけの知識でこういう計画を作っているんです。その事自体がいかにこれに内容がないかすぐにわかる。あなた家を造った事はない。自分の家を造った事を考えてごらんなさい。この程度の人たちが5人6人、しかも議事録を作るのに優秀な若い人たちを使って、はい、検討しました。こういう内容で認められる訳がない。課長さん本当にそれ知らないの。これはもう一般常識だよ。次長は知っていますよね。

○市

土木技師ではありませんが、測量調査と地質調査です。

○みそら

それ以外。そういうのは当たり前の事。基礎工事をするための必要な資料。これに私がなぜこだわるのかというと、市長が先ほど同意を得るために、公害値、共存共栄と先ほど言われましたね。それにつながるから言っているんです。一番最後が一番前につながるんです。最初が9年、その次が8年、3か月かけてまた8年。これから徹底的に市に介入すると言ったのはそういう意味なんです。ですから明日にでも明後日にでも私は部長の部下の人たちをとやかく言っている訳ではなく、それぞれ餅は餅屋の仕事がある。そういう人たちに、具体的に言うとコンサルタントに。まだ決めていませんと堂々と言われるんですけれどもそれを恥だと思わないとだめですよ。本来コンサルタントは平成25年7月に決まっていないといけない。なぜみそらに継続操業の話を持ってこられたのか。みそらに継続操業の話を持ってきた時点では市は新施設の建設の検討をしなければいけない。同意が得られた時点で。だから今こうして改めてこのような議論をする事自体、工期以外はもう資料が揃っていないとおかしい訳です。今から四街道のごみ処理施設をはじめて計画するという訳ではないんです。過去、平成4年、平成19年とずっとやってきていた中で、しかも平成25年に継続操業を依頼してきた。だから私が取り上げたのはここにつながるから。恐らくこのスケジュールはそれくらいの人たちが作ったものなんだなと。5年にするのなんていうのは簡単なこと。それはこのあと20分で議論するのは難しい。だから、こういう交渉の場ではなくて、小委員会的なことを開いてひとつひとつ潰していくたいと思います。例えば3番がこの時点からスタートしなければならないのかその辺をひとつひとつ潰していくたい。先ほどの用地造成ですけれども、計画の15番と16番なんて考えられない工程表です。岩井さん。ごみ焼却施設は最短で何年でできますか。

○市

スケジュールにもお示ししてございますとおり・・・

○みそら

私はスケジュールの話をしているのではなく何年でと聞いている。

○市

繰り返しになりますけれどもスケジュールにお示ししておりますとおり24か月でございます。

○みそら

日本中の焼却施設を作るメーカーに聞いてごらんなさい。1年以内に全部できます。そういうところからあなたたちは何も調べていない。ところが私がいま1年以内と言ったのは、造るのは、建設や試運転を含め1年以内は間違いないんです。ところが、この発注が例えば私が焼却場を自己資金で造らせるなら1年で必ず造らせます。メーカーは造れるんです。ところが市役所で造る場合は1年で造れないんです。同じものを造るにしても。なぜか。部長、わかりますか。課長、わかる。

○市

手続きの問題ですか。

○みそら

そうです。あなたたちは必ず補助金をもらわないといけない。1年目は50%、2年目には何%というのがあるでしょう。メーカーは早くお金が入ればいいんです。だけど市からの受注を得るために2年半とか。そういう意味ではこの期間は正しい。そういう回答をすればすべて内容を知ったうえでの説明であれば理解できる。だけど土木工事が終わってから建設工事。だから最初に言ったでしょ。中学生の工程表だと。先ほども用地の造成で何が必要かというと課長は2つのうち1つ言わされました。専門的には機器配置図。それがないと出来ない。だけどそれ以上に大事な資料がある。土木業者では得られない資料がある。それがない限りは造成は絶対に出来ない。絶対に出来ないししてはいけない。自分の家を造る場合を考えてみてみなさい。簡単な事です。その建物が10階建てなのか平屋なのかどういう重さなのか、要は荷重分布図というものが必ず必要。荷重分布図にはどういう荷重があるか。岩井君。

○市

すみません。勉強不足でわかりません。

○みそら

ほか誰かわかる方がいれば。別に申し訳ないですけれども部長以下優秀な人材がいらっしゃるのですけれども餅は餅屋で知識があるからえらそうに言っていますけれども決して非難して言っている訳ではありません。わからないものはわからないと言って欲しいんです。いかにも自分たちはこういうものをわかっているとポンと出して、はい8年だ9年だと言ってあれだけ私が5年でと言っているのに。まあ間違いなくこれを見ても5年でできるんだけれども。専門的な事はこれ以上言いませんけれどもいずれにしても、例えば工程表の3番はなぜこれだけの期間がかかるのか。なぜこのエンドになるのか。1項目ずつ消していくばおのずからそれは5年になる。市長が先ほど同意を得るために共存共栄と言われましたけれども共存共栄でいちばん大事なのは公害値。当然の事。だけれども公害値をこれだけダイオキシンを抑えますというは市長の頭の中でこれくらいでいいだろうという数値ではダメですよね。その数値はどこから得た数値なのか。

○市

公害値というご質問でございますけれども、あそこは4.5haの用地を確保しておりますので、その中でごみ処理施設の建設にどれくらいのスペースが必要になるのか、そしてまた地元のみなさまの同意を得て、余熱利用施設であるとか地元還元施設等を含めた意味で4.5haの中でどういう整備をしていくかというのが基本構想。わたしのほうからこの施設は何m²というような提案はお示しはしません。

○みそら

市長は共存共栄にいちばん大事なのは公害値であるとおっしゃいました。公害値はどうやって地元の方に出されるんですか。

○市

排ガス等の環境基準値という事ですよね。要は環境基準がありますので、環境基準を更に下回る自主的な目標値を示す必要があろうかと思います。現時点ではまったく表明もしておりませんしこれからまた吉岡の方々とまずは共存するためには公害を出してはいけないので、規制されている値を遵守するのは当然の事なので、それを下回る目標値をどのように設定するのかをこれから検討してまいりたい。

○みそら

そういう言葉ではぜんぜん住民は納得しません。少なくともその焼却設備の個々の公害値がありますけれどもどこのメーカーでどういう設備でダクトのスピードをどうするであるとか要は機器の設計が終わっていなければ公害値は出せないんですよ。ところが建設のメーカーに出すのはぜんぜん後。メーカーを例えばA社ならA社と決めてしまえば、例えば岩井君、炉の形式はどういったようなものがあるか。

○市

はい。ストーカ炉であるとか四街道市の現クリーンセンターで採用している流動床炉等がございます。

○みそら

いずれにしても形式を決めなければならない。形式を決めてどのメーカーのものを配置するか。そういうものをきちんと決めないと。何が言いたいかというと、明日からもうスタートして決めていかないといけないんです。机上の空論で事業を進めようとしたって、これはできないですよ。もちろん物理的にどうしても焼却場の建設については必要最小限の期間がかかる訳ですから。それ以外で短縮できるのは法的な関係ですか。それは市役所の皆さん全知を挙げて努力をすれば縮まるものなんです。縮められるものについては縮めて欲しい。縮めるべきなんです。私は市とみそらと吉岡と全市民が喜ぶ方法を模索し、検討し、忌憚のない議論をして、そういう方向に持っていくたいんです。その中でお互いに忌憚のない議論の中で私の押しつけではなくてあなた達も理解をして5年なら、なるほどできるなという事を8月にかけてやりたいんです。できるんです。対市交渉は2時間という限られた形ですけれどもこういう専門的なものは例えば最低でも週1回とかでお伺いして勉強会などお互いに共通の問題として捉えていただいてこの数字を煮詰めていきたい。事務局長のほうから説明させていただきますので。

○みそら

先ほどから問題は浮き彫りになってきていますよね。いちばんは地元の同意をいかにして早く取るのか。その実現する方法というのはどんなプランを提示する。先ほどの公害値なども。それは早くコンサルを決めるという事です。そしてコンサルに計画を出させて事務的な計画を一手に引き受けさせて、中身はほとんど一緒ですよ。例えば平成4年に今のクリーンセンターが建設されました。その際にはごみ対策協議会が開催されてあっちこっちに施設建設のために訪問したりしている訳です。その時も自治会との話がまとまらなくて時間がかかりましたけれども、今回は土地があって地元合意も緒

についていたと。これからいかに期間を短縮するかという方法を検討するという事になると思います。これをいかに縮めるか。我々も傍聴の方々に来ていただいておりますけれどもそういう細かいところ、専門的なところは交渉する場所にわざわざ来てもらってなかなか理解し難いし、時間もかかる事なのである程度の概要が進んできた段階で暫時公開していくと。そして皆さんの意見を聞く。それからまたこういう形の交渉会を開く。そのために市とスケジュールについて詰める我々交渉委員と市の担当部課が折衝していくという場をこれから8月に数回重ねていきたい。どうでしょう。

○市

確かに政策的、政治的判断が必要なく、あくまでも技術のあるいは法的手続上の問題の中でいかにスケジュールを短縮するかという議論であれば、確かに私が出る必要はないと思います。むしろ逆に皆様方のご意見や市の考えを情報交換しながらどんどん進めていった方がいいのですが、要は交渉会の前段で専門的な技術的な部分はもっと詰めておくべきだという事で、ある程度まとまった段階で公開で傍聴していただいて交渉会を開くというご意見には賛同いたします。

○みそら

そういう事でもう時間も迫ってまいりましたし、細かいことはまたそういう場で情報提供したり、質問したり、議論したりしたいと思います。

○みそら

部長並びにスタッフの皆さん、やりましょう。できます。大丈夫です。話はとびますが5月3日に噂の東京マガジンがテレビ放送されました。ごみ処理施設問題今や四街道だけの問題ではなく、千葉県あるいは首都圏に広まっています。これを新しく建設して5年で建設したとなれば四街道に佐渡市長ありと。頑張ってやりましょうよ。とにかく皆さんならできますよ。やってください。

○みそら

時間が来ましたので終了いたします。やはり最初の地元同意。最大限努力していただいて、早期実現するよう働きかけていただきたい。

○市

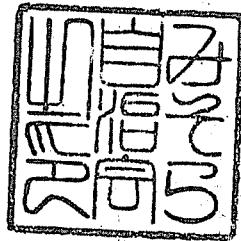
先ほどから何度も申し上げているとおり、同意を得る期間を短縮する事で四街道市のごみ処理問題を1日でも早く解決すると確信していますので、最大限の努力をいたします。

○みそら

次回については技術的な話し合いの中で決めたいと思います。本日はありがとうございました。

議事録確認者

みそら自治会会長 廣畠 宏造



四街道市長 佐渡

